

市内各施設の放射線量

10月2日～
16日

主な公共施設 毎月第2・4週測定 測定器 PA-1000 Radi・TCS-172B	10月第2週		
	地表	地上0.5m	地上1m
府中地区公民館	0.142	0.128	0.139
芦穂地区多目的研修センター	0.137	0.115	0.123
瓦会地区多目的研修センター	0.115	0.109	0.111
石岡学校給食センター	0.275	0.207	0.206
農村資料館	0.123	0.085	0.099
ふれあいの里石岡ひまわりの館	0.192	0.147	0.157
まちかど情報センター	0.103	0.098	0.111
常陸風土記の丘	0.177	0.163	0.157
茨城県フラワーパーク	0.164	0.144	0.162
つくばねオートキャンプ場	0.169	0.131	0.120
朝日里山学校	0.213	0.165	0.171
石岡運動公園	0.203	0.159	0.167
八郷総合運動公園	0.081	0.081	0.096
柏原野球公園	0.220	0.198	0.178
柏原サッカー公園	0.102	0.092	0.101
小井戸運動広場	0.158	0.149	0.143
国府公園	0.194	0.172	0.207
石岡ステーションパーク	0.117	0.116	0.109
いしかイベント広場	0.120	0.113	0.118
やさと温泉ゆりの郷	0.163	0.126	0.124
柏原池公園	0.210	0.190	0.184
八軒向第3公園	0.160	0.178	0.187
フローラル西公園	0.220	0.154	0.154
ばらき台第2公園	0.114	0.145	0.134
池の台住宅記念碑	0.172	0.148	0.138

測定器：簡易測定器 単位：マイクロシーベルト／時
●問い合わせ 放射線対策室 ☎ 23-1111 (内線 141)

主な公共施設		平日毎日測定						
測定場所 測定日	市役所	旭台会館	城南地区公民館	龍神山霊園	八郷総合支所	自然休養村センター	恋瀬出張所	園部出張所
	簡易測定器 PA-1000 Radi (地上1m)							
10/2 ☀	0.143	0.149	0.192	0.157	0.125	0.169	0.100	0.112
3 ☀	0.123	0.162	0.190	0.144	0.121	0.178	0.105	0.130
4 ☀	0.151	0.147	0.169	0.148	0.119	0.160	0.105	0.103
5 ☀	0.144	0.140	0.184	0.143	0.146	0.179	0.099	0.112
9 ☀	0.147	0.154	0.182	0.145	0.142	0.178	0.103	0.124
10 ☀	0.111	0.159	0.164	0.157	0.123	0.173	0.111	0.127
11 ☀	0.137	0.154	0.180	0.141	0.127	0.169	0.098	0.114
12 ☀	0.147	0.142	0.175	0.143	0.123	0.160	0.109	0.131
15 ☀	0.146	0.148	0.169	0.140	0.117	0.160	0.092	0.106
16 ☀	0.142	0.173	0.179	0.150	0.126	0.184	0.103	0.120

※国における放射線量の基準値は地上1mで0.23μSv以下です。子どもの場合の基準値は地上0.5mで0.23μSv以下となります。

公立 私立 保育所 など 測定器 PA-1000 Radi	測定値 (園庭中央)			
	10月第1週		10月第2週	
	地上0.5m	地表	地上0.5m	地表
第1保育所	0.142	0.189	0.152	0.145
第2保育所	0.152	0.190	0.156	0.178
園部保育所	0.113	0.137	0.122	0.134
みなみ保育所	0.142	0.190	0.157	0.153
やさと中央保育所	0.167	0.162	0.125	0.118
石岡明照保育園	0.076	0.087	0.091	0.116
泉ヶ丘保育園	0.123	0.145	0.138	0.150
国分台ふたば保育園	0.116	0.157	0.114	0.171
ひかり保育園	0.121	0.146	0.106	0.133
わかさ保育園	0.146	0.205	0.145	0.179
しらゆり保育園	0.136	0.130	0.109	0.095
そとの保育園	0.080	0.073	0.068	0.068
石岡ひまわり保育園	0.171	0.195	0.179	0.231
りんりん保育園	0.155	0.193	0.143	0.147
ことりの森保育園	0.083	0.086	0.088	0.089
児童館	0.129	0.143	0.125	0.111
児童センター (入口)	0.111	0.102	0.100	0.090

※掲載は園庭中央ですが、園庭の四隅と砂場も測定しています。ホームページで確認できます。

公立 私立 幼稚園 測定器 PA-1000 Radi	測定値 (園庭中央)			
	10月第1週		10月第2週	
	地上0.5m	地表	地上0.5m	地表
府中幼稚園	0.142	0.101	0.143	0.120
国分寺幼稚園	0.171	0.130	0.163	0.133
石岡善隣幼稚園	0.108	0.109	0.117	0.129
ばらき台幼稚園	0.114	0.133	0.117	0.122
石岡幼稚園	0.115	0.123	0.110	0.099
恋瀬ほのみや幼稚園	0.083	0.086	0.088	0.089
八郷幼稚園	0.109	0.122	0.098	0.121
東幼稚園 (園庭)	0.148	0.177	0.140	0.137

中学校 測定器 A 2700	測定値 (グラウンドの5か所の平均)			
	10月第1週		10月第2週	
	地上1m	地表	地上1m	地表
石岡中学校	0.114	0.131	0.117	0.114
府中中学校	0.175	0.191	0.171	0.190
城南中学校	0.137	0.141	0.136	0.140
国府中学校	0.134	0.143	0.132	0.131
園部中学校	0.170	0.175	0.161	0.176
有明中学校	0.074	0.078	0.074	0.086
柿岡中学校	0.100	0.108	0.091	0.104
八郷南中学校	0.108	0.121	0.104	0.139

小学校 測定器 A 2700	測定値 (グラウンドの5か所の平均)			
	10月第1週		10月第2週	
	地上0.5m	地表	地上0.5m	地表
石岡小学校	0.140	0.145	0.151	0.126
府中小学校	0.139	0.151	0.137	0.142
高浜小学校	0.160	0.160	0.155	0.152
東小学校	0.123	0.152	0.119	0.136
三村小学校	0.129	0.141	0.133	0.143
関川小学校	0.164	0.170	0.165	0.188
北小学校	0.151	0.170	0.157	0.182
南小学校	0.154	0.188	0.147	0.169
杉並小学校	0.137	0.142	0.134	0.121
園部小学校	0.150	0.160	0.149	0.154
東成井小学校	0.140	0.168	0.147	0.149
瓦会小学校	0.097	0.110	0.101	0.107
林小学校	0.098	0.108	0.096	0.106
恋瀬小学校	0.094	0.089	0.091	0.088
葦穂小学校	0.116	0.115	0.117	0.130
吉生小学校	0.118	0.107	0.113	0.127
柿岡小学校	0.134	0.135	0.122	0.122
小幡小学校	0.131	0.125	0.120	0.119
小桜小学校	0.146	0.144	0.134	0.134

●最新の測定結果は、市のホームページで見ることができます。☞ <http://www.city.ishioka.lg.jp/>

景観に配慮した

まちづくりを目指して



市は、本年3月に景観法に基づき景観行政団体となり、景観計画の策定を進めてきました。このたび「石岡市景観計画」が完成し、これと合わせ、11月1日から「石岡市景観条例」を施行します。

市では、景観計画に基づき、良好な景観の形成に向けて、市民・事業者・行政が一体となった取り組みを推進していきます。

計画・条例の施行日

平成24年11月1日

景観計画の区域

市内全域を景観計画区域とします。

また、朝日トンネルの開通などにより、乱開発が特に懸念される朝日地区(辻、柴内、菖蒲沢、仏生寺、小野越、中山地区、フルーツライン沿道、ふるさと農道の一部の両側100m)は「先導的な景観形成地区」として重点的に景観形成を図ります。

景観形成の基本方針

- ・景観資源をつなぐ骨格を生かした景観づくり
- ・自然、歴史、文化それぞれの資源を活用した地域の景観づくり
- ・協働による景観づくりへの取り組みの推進

建築行為等の制限

一定基準以上の建築物の新築や増築、工作物の新設や増築、開発行為などに対して届け出を義務付け、派手な色彩の使用を制限します。

景観重要建造物・

樹木の指定方針

地域の良好な景観を形成するうえで重要な建造物や樹木を指定し、保全を図っていきます。

建築などを予定している人へ

景観計画、景観条例は平成24年11月1日から全面施行になります。
11月1日以降に条例に規定する規模の建築物の建築等を行う予定のある市民や事業者は、事前に市へ届出が必要になりますので、建築住宅指導課まで相談ください。
また、条例などの詳細はホームページで確認できます。

景観形成基本方針図



- フルーツライン沿道、ふるさと農道沿道の良好な田園景観の形成を防止するとともに、美しい山並みの眺望を確保
- 周辺地域の良好な集落景観を保全

問い合わせ

・届出の方法や手続きについて
建築住宅指導課

☎23・1111 (内線422)

・景観計画や規制内容について
都市計画課

☎23・1111 (内線293)

☎<http://www.city.iishioka.lg.jp/>

八郷都市計画区域内に 特定用途制限地域を指定



特定用途制限地域とは、都市計画区域内の用途地域が定められていない区域において、その良好な環境の形成および保持のため、地域の特性に応じた合理的な土地利用が行われるよう、特定の建築物や工作物の用途を制限する地域です。

市では、平成24年11月1日から八郷都市計画区域内のうち、用途地域の指定のある柿岡地区を除く全域を、都市計画により特定用途制限地域として指定します。

また、特定用途制限地域における詳細な制限内容を定めた「石岡市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例」を同日から施行します。

指定する区域

特定用途制限地域は、二つのエリアに区分されます。

◆自然景観保全地区

- ・辻、柴内、菖蒲沢、仏生寺、小野越、中山地区
- ・フルーツライン沿道、ふるさと農道沿道の両側100m区域

◆田園居住地区

- ・自然景観保全地区、用途地域を除く八郷都市計画区域全



制限される建築物の概要

制限される建築物は、区域によって異なります。

◆自然景観保全地区

- ・キャバレーなどの風俗施設
- ・マジジャン屋などの遊戯施設
- ・ホテルなど
- ・1000㎡を超える店舗など
- ・1000㎡を超える工場
- ・危険性や環境を悪化させる恐れがある工場

- ・危険物の貯蔵・処理施設
- ※ほかにも、自然景観保全地区では、一部の工作物が制限されます。

◆田園居住地区

- ・キャバレーなどの風俗施設
- ・マジジャン屋などの遊戯施設
- ・3000㎡を超える店舗など

既存の建築物に対する制限の緩和

法の規定により、条例の適用を受けない建築物については、一定の範囲内での増築または改築をすることができます。

罰則

条例に違反した場合は、50万円以下の罰金が科せられます。

■問い合わせ

- ・条例の内容について
- ・建築住宅指導課
- ☎23・1111 (内線423)
- ・都市計画の内容について
- ・都市計画課
- ☎23・1111 (内線287)

セツトバックに協力を 塀や生け垣の 移設に補助

建築基準法で、1.8m以上4m未満の道路に接する敷地に建築物を建築する場合には、道路の中心線から2m後退することが義務付けられています。

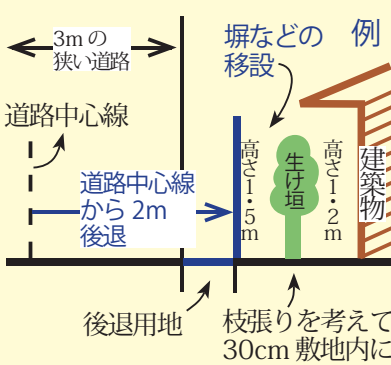
この後退する敷地内に塀や生け垣などがあれば、撤去しなければなりません。

市では、これらの撤去費用の補助などの制度を設け、狭い道路の整備を行っています。

●後退用地に係る制度

- ・塀などの撤去費用の補助
- ・分筆登記費用の補助

・買い取りまたは寄付受け入れ



- 問い合わせ 建築住宅指導課
- ☎23・1111 (内線423)

まちの 話題 できごと

暴力団排除条例施行1周年記念 安全・安心まちづくり 市民大会に800人

8月26日、市と警察署、教育委員会主催で、暴力団排除条例施行1周年を記念した「安全・安心まちづくり市民大会」を石



▲不当要求への対処法を寸劇で披露する警察署員(石岡市民会館)

岡市民会館で開催しました。当日は、防犯の関係者や市民など約800人が参加しました。大会では、主催者や来賓のあいさつの後、県暴力追放推進センターの塚田正専務理事の「断ち切る勇気」と題した講演が行われました。警察署員による寸劇では、暴力団組員から不当要求を受けた時の対処法をわかりやすく紹介しました。また、石岡中学校吹奏楽部の演奏も披露されました。

最後に「恐れない、資金提供をしない、利用しない、社会的に非難される関係を持たない」ことを宣言し、今後も暴力団排除活動を強力に推進することを誓いました。

杜明運動市推進委員会が啓発活動を

社会を明るくする運動石岡市推進委員会では、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうと、7月から9月にかけて街頭やイベント会場など5か所で啓発活動を行い、約



▲開会式の様子(ばらきサッカークラブ碓石グラウンド)

100人が参加しました。

9月8日に、ばらきサッカークラブ碓石グラウンドで、スポーツを通して地域社会との絆や親子のふれあいを目指し「第1回ファミリィ・ペナルティーキック大会」を開催しました。大会には、小学生とその保護者ら112チームが参加し、PK合戦に汗を流しました。

会場では、観戦者に推進委員がキャンペーン用品のうちわを手渡しながら、本運動への理解と協力を呼び掛けました。声援を送っていた女性は「子どもたちは地域の宝。みんなで協力して明るい社会にしていきたいですね」と話しました。

先祖の御霊を供養

「真家みたまおどり」

8月15日に「真家みたまおどり」が、八郷地区真家の寺院や新益の家で奉納されました。国選択無形民俗文化財・県指定無形民俗文化財であるこの踊りは、先祖の御霊を供養するもので、真家地内に代々伝承されています。

当日は、市内外から多くの人々が訪れ、会場内はにぎわいました。途中、突然の雨に降られることもありましたが、揃いの衣裳と花笠を身につけた踊り子たちは、太鼓や笛に合わせて厳かに舞を披露しました。



▲伝統の舞を披露する踊り子(福寿院境内)

被災地訪問プログラム アメリカの高校生ら が石岡市を訪問



▲朝日里山学校での柴山さんの講和

アメリカの高校生(トーマスジェフアソン高校)など25人が、8月15、16日に市内各施設を訪れ、大震災についての理解を深めました。これは、政府が進める「キズナ強化プロジェクト」の一環として行われました。高校生たちは、市内各所で震災の様子や風評被害、復興などについて講話を聞いたり、歴史や文化、産業などへの震災の影響について学んだり、地元の人や同世代の学生たちと交流を図ったりしました。高校生から「今回学んだことを、自分たちが周囲に伝える番だ」と思うなどの声が聞かれました。

鎮魂と復興への祈りを込めて

8月25日、今年で2回目となる「キャンドルナイト石岡2012」が、柏原池公園で開催されました。

これは、大震災で失われた尊い命の鎮魂を祈り、被災からの復興などを誓おうと行われたものです。

当日は、ボランティア団体関係者や市民など約400人が参加して、1000個以上ある手



▲キャンドルが灯された会場（柏原池公園）

作りのペットボトルキャンドルを会場内に並べ、点灯しました。キャンドルが灯された会場は、厳かで幻想的な雰囲気となりました。キャンドルの灯りの中で、参加者全員で黙とうをささげた後、合唱や演奏が披露されました。

さらに、福島県から避難している中学生が、その思いをメッセージとして読み上げました。最後は、全員で「花は咲く」「ふるさと」を合唱しました。

柏市で石岡のおまつりや農産物をPR

9月1日、つくばエクスプレス柏の葉キャンパス駅西口広場で「ふるさと田中みこし祭り」が開催され「石岡のおまつり」の紹介と、市の農産品や「いしおかサンド」を販売しました。

当日、会場内を石岡の獅子や山車が巡行すると、見物人から大きな歓声や拍手が起こりました。また、子どもやその親たちが、楽しそうに山車を押したり綱を引いたりする姿が見られました。持参した農産品や「いしおかサンド」は、すべて完売しました。



▲獅子の巡行に泣き出す子どもや写真に収める見物人

JAひたち野の「大地のめぐみ」オープン

9月1日、JAひたち野（金井一夫組合長）が、南台の本店敷地内に農産物直売所「大地のめぐみ」をオープンしました。

農産物販売コーナーには地元産の新鮮野菜が並ぶほか、これらの食材を使った惣菜を扱う「惣菜工房かあちゃんかふえ」、地元産の小麦粉を使って焼いた手作りパン工房「こむぎや」などがあります。



▲直売所入口で行われたテープカット

当日、セレモニー後に直売所がオープンすると、新鮮な野菜や惣菜、パンなどを買う人でにぎわいました。

この基金は、交通事故で親を亡くした子どもたちの育英資金として役立てられます。



▲写真左から同好会の日野会長、岡田さん、市長、推進協議会の木名瀬委員

災害への支援ありがとうございました

*10月5日現在

(敬称略・順不同)

東日本大震災への寄付など



- 社会福祉協議会の共同募金へ
- マッサージ友の会
- キャンドルナイト石岡2012実行委員会

・ 江畑志津江

11月9日～15日 秋季全国火災予防運動

消すまでは 出ない行かない 離れない

●問い合わせ 石岡消防署 ☎3・0119 八郷消防署 ☎43・6491

これからの季節、火を取り扱う機会が多くなります。また、空気が乾燥してくるため、例年、火の取り扱いの不注意による火災が多く発生しています。平成24年度は、全国統一標語『消すまでは出ない行かない 離れない』をスローガンに掲げ、

●住宅防火対策

●放火火災・連続放火火災防止対策の推進

●特定防火対象物などにおける防火安全対策の徹底

●製品火災の発生防止に向けた取り組みの推進



住宅防火いのちを守る七つのポイント

【三つの習慣】

ポイント1 寝たばこは、絶対やめる。

ポイント2 ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。

ポイント3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



【四つの対策】

ポイント4 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

ポイント5 寝具、衣類およびカーテンは、防炎品を使用する。

ポイント6 火災を小さいうちに消すため、住宅用消火器などを設置する。

ポイント7 お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

火災から命を守る

住宅用火災警報器

住宅火災の死者数は、建物火災全体の約9割を占めています。その主な原因は「逃げ遅れ」です。このような背景を踏まえ、市でも、石岡市火災予防条例の施行により平成23年6月1日から、すべての住宅に住宅用火災警報器（煙感知器）の設置を義務化しました。まだ設置していない住宅は、早めに設置ください。

住宅用火災警報器の早期設置により、火災から大切な命を守りましょう。

※住宅用火災警報器等の設置義務化に伴い、県内でも訪問販売など不適正販売の事例が見られます。悪質な訪問販売に注意願います。



ぜひ、掲載ください！

ホームページバナー広告 随時募集中！



▲ホームページのトップページ

▲広告掲載枠

◆ 広告の規格

・ 大きさ：縦50ピクセル×横120ピクセル

・ 形式：GIF（アニメーション可）、JPEG、PNG

・ データ容量：10キロバイト以下

◆ 広告料（掲載1か月につき）1枠1万円（全9枠）

◆ 掲載できないもの

政治や宗教団体、およびその活動にかかわるものや、公共の秩序や善良の風俗に反するものなどは、掲載できません。

◆ 申込方法

広告掲載申込書に必要事項を記入して、直接申し込みください。
* 申込書は、秘書広聴課にあります。また、ホームページ(<http://www.city.shikokai.jp/>)からもダウンロードできます。

■ 申し込み・問い合わせ

秘書広聴課

☎23・11111（内線213）

◆ 掲載の期間

原則1か月単位で、最長12か月まで。再掲載も可能です。

◆ 広告掲載の概要

市では、ホームページのトップページにバナー広告（有料）枠を9枠設けています。ぜひ、掲載ください。



提出しましたか？ 児童扶養手当の現況届

～児童扶養手当は、ひとり親家庭の
児童に支給される手当です～

問い合わせ

こども福祉課

☎ 23-1111 (内線 163)

児童扶養手当の認定者は、毎年8月に現況届を提出することになっていきます。
現況届が未提出の場合は、支払いが一時停止されるだけでなく、受給資格を喪失する場合があります。必ず提出してください。

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父または母と生計をともにしていない児童を養育している家庭（ひとり親家庭）に、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

ただし、所得により支給制限があります。また、支給要件に配偶者からの暴力（DV）で裁判所からの保護命令が出された場合が加わりました。

児童扶養手当の 支給対象となる児童

- ① 父母が婚姻を解消している
- ② 父または母が死亡している
- ③ 父または母が一定の障害の状態にある
- ④ 父または母の生死が明らかでない
- ⑤ 父または母が引き続き、1年以上遺棄している
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている
- ⑦ 父または母が引き続き、1年以上刑務所などに拘禁されている
- ⑧ 母が婚姻によらないで出産した
- ⑨ 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である

児童扶養手当が 支給されない場合

- ① 日本国内に住所を有しないとき
- ② 公的年金を受けることができるとき
- ③ 遺族補償などを受けることができるとき
- ④ 児童福祉法上の里親に委託されているとき
- ⑤ 父または母の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含む）に養育されているとき
- ⑥ 児童福祉施設に入所しているなど

手当の支給額

【全部支給の場合】

対象児童数	月額支給額
1人	4万1430円
2人	4万6430円
3人	4万9430円

※3人目以降は30000円ずつ加算されます。

【一部支給の場合】

一部支給の手当額は、月額4万1420円から9780円まで細かく設定されます。

11月20日 特設人権相談所開設

家庭内の問題、虐待、DV、いじめ、いやがらせ、プライバシーの侵害や差別的扱いなど、人権問題にかかわることについて、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が相談に応じます。

※日時 11月20日（火）
午前10時～午後3時

※会場 八郷総合支所
1階103会議室

秘密は厳守しますので、気軽に相談ください。

☎ 23・1111 (内線464)

「女性の人権ホットライン」強化週間

あなた1人で悩んでいませんか
すべての人に人権はあり、それぞれが個人として人権を尊重されなければなりません。

水戸地方法務局と茨城県人権擁護委員連合会は、平成12年度から様々な活動を通して、女性の人権問題に取り組みできました。その活動の一環として、悩みをもった女性が気軽に相談できる専用の電話「女性の人権ホットライン」を開設しました。

秘密は厳守しますので、気軽に相談ください。

※期間 11月12日（月）～18日（日）

※時間 午前8時30分～午後7時

※土日は、午前10時～午後5時。

※専用ダイヤル
☎ 0570・070・810

※相談員 人権擁護委員
法務局職員

※問い合わせ

水戸地方法務局人権擁護課
☎ 029・227・9919

